

## 令和3年度第1回茨城県東海地区環境放射線監視委員会の開催結果

- 1 期 間 令和3年9月21日（火）から9月30日（木）まで
- 2 開催方法 書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点）
- 3 委 員 別紙1のとおり
- 4 結 果
  - （1）令和2年度環境放射線監視結果について（審議事項）
    - ア 第3・4四半期短期的変動調査結果
    - イ 下半期長期的変動調査結果
    - ウ 線量の推定結果
  - （2）報告事項
    - ア 福島第一原子力発電所事故に係る特別調査の概要について
    - イ 海水中トリチウムの測定結果について

審議事項及び報告事項について、原案のとおり了承された。

なお、委員から、資料の内容について別紙2のとおり意見があり、資料の追記修正を別紙3、別紙4のとおり行った。

### 5 配付資料

- ・資料No.1 監視委員会評価部会報告書  
第194報（令和2年度第3四半期）、第195報（令和2年度第4四半期）
- ・資料No.1-1 監視委員会評価部会報告書（評価結果の概要）
- ・資料No.1-2 監視委員会評価部会報告書（令和2年度第3四半期及び第4四半期）
- ・資料No.2 福島第一原子力発電所事故に係る特別調査結果の概要について
- ・資料No.2-1 福島第一原子力発電所事故に係る特別調査結果の概要  
（令和2年4月から令和3年3月まで）
- ・資料No.2-2 福島第一原子力発電所事故に係る特別調査結果の概要  
（令和3年4月から令和3年7月まで）
- ・資料No.3 海水中のトリチウム測定結果について
- ・参考資料1 茨城県東海地区環境放射線監視委員会委員名簿
- ・参考資料2 「監視委員会評価部会報告書」に係る核種と用語について

## 茨城県東海地区環境放射線監視委員会委員名簿

令和3年9月21日時点

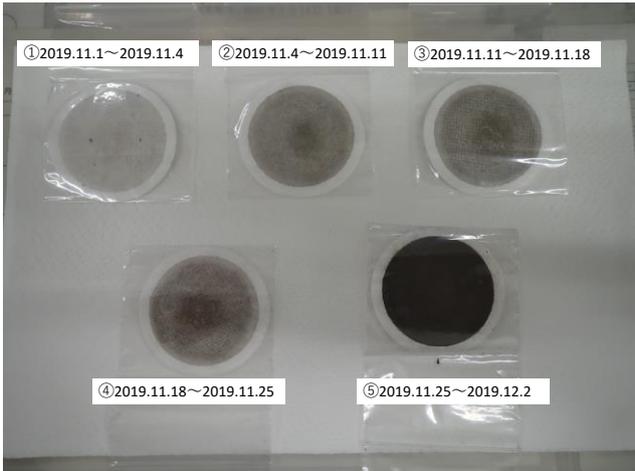
氏名	役職名
海野 透	茨城県議会議員
川津 隆	茨城県議会議員
福地 源一郎	茨城県議会議員
下路 健次郎	茨城県議会議員
遠藤 実	茨城県議会議員
長谷川 重幸	茨城県議会議員
山田 修	東海村長
飛田 静幸	東海村議会議員
國井 豊	大洗町長
小沼 正男	大洗町議会議員
先崎 光	那珂市長
福田 耕四郎	那珂市議会議員
大谷 明	ひたちなか市長
鈴木 一成	ひたちなか市議会議員
高橋 靖	水戸市長
小川 春樹	日立市長
宮田 達夫	常陸太田市長
小林 宣夫	茨城町長
岸田 一夫	鉾田市長
○ 山口 高史	(独)国立病院機構水戸医療センター 院長
小佐古 敏荘	東京大学名誉教授
鈴木 元	国際医療福祉大学クリニック 教授
市川 忠史	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部長
兼保 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所 環境創生研究部門 環境動態評価研究グループ 上級主任研究員
風見 晴夫	茨城県農業協同組合中央会 副会長
飛田 正美	茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事長
◎ 小野寺 俊	茨城県副知事
堀江 英夫	茨城県防災・危機管理部長
仲田 弘美	茨城県環境放射線監視センター長

◎委員長 ○副委員長

## 茨城県東海地区環境放射線監視委員会（令和3年度 第1回）御質問への対応

## (1) 審議事項

	御意見	回答
兼 保 委 員	<p>資料1： 報告書 P164-165、1-3 大気中放射能測定結果(P165 下段)、降下塵中の<sup>137</sup>Cs 経月変化水戸市上国井町のデータ R3.2 は値としては十分に低いものの、ここ数年ではやや目立つ値が出ています。この一つのデータに引っ張られたのか、(P165 上段)【水戸】での降下塵中の<sup>137</sup>Cs の経年変化もR2年度に僅かに上昇に転じたように見えてしまいます。この1データについて、たとえば近傍で土木工事等があり表層土壌の舞い上がりが大量に起きた等、何か原因が考えられますでしょうか。</p>	<p>調査地点の水戸市上国井町は、県の農業研究所となります。R3.2における研究所敷地内での土木工事等の実施の有無に関して農業研究所に確認したところ、特に工事等は行われていないとのことでした。</p> <p>試料採取時の写真記録を確認したところ、R3.2 試料回収時の水盤内に通常よりかなり多い土粒子の降下物が確認できました。気象庁による水戸の気象データによると、R3.2は降雨がほとんどなく、表層土壌の舞い上がりが起こりやすい気象条件となっていたことから、<sup>137</sup>Cs 濃度が上昇したものと考えられます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>R2.12 試料回収時の 水盤内の状況 (<sup>137</sup>Cs 不検出)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>R3.2 試料回収時の 水盤内の状況</p> </div> </div>
	<p>資料1-2： P3、P8「平常の変動幅」の意味について、どこかに注釈を入れていただければ。 たとえば、今回の資料でもたびたび触れられているような、降雨時の一時的な値の上昇を除いたもの、という意味でしょうか。すでにどこかで触れられているものを見落とすのかもしれないが。</p>	<p>平常の変動幅の意味については、資料1-2には記載しておりませんが、資料1のP212及び茨城県環境放射線監視計画のP26に詳細に記載してあります。資料1-2のP3に「平常の変動幅」の意味を追記いたします。</p> <p>&lt;資料1のP212及び監視計画P26&gt; 平常の変動幅・・・平常時におけるモニタリングによって得られたデータは種々の要因で変動するが、その変動の幅を用いて、調査検討を要するデータを客観的に見出す。</p>

<p>小佐古委員</p>	<p>資料 1-2 : P6、P-2 で R 元 11 月の Cs-137 がピークをなしているが（小さい値ではあるが、、、）、この想定される理由を、例えば、報告書の P5 の結果に書き込んでおいたらいいのではないのでしょうか？ (P7 水戸市上国井のケースも同じ?)</p>	<p>下記の写真のとおり、2019 年 11 月に特異的にフィルターへ採取塵埃が多いと思われる週がありました。冬季の間の乾燥に加えて風向等の条件が重なり P-2 周辺の表土の舞上がりを通通常よりも多く採取したため、表土由来の Cs-137 が通常よりも多く検出されたものと推測されます。理由については、資料 1-2 の P6 の図中に記載いたします。</p>  <p>(P7 水戸市上国井のケースは、兼保委員の質問にて回答)</p>
	<p>資料 1-2 : P11、積水メディカルで、参照法令値が、“有機物”を参照しているが、排水中なので、“水”なのでは？あるいは、有機物をそのまま排水しているのか？</p>	<p>積水メディカルでは、トリチウムで標識された有機化合物を使用しているため、排水中の濃度限度は有機物の値を採用しております。 排水は有機化合物を含む水溶液であり、法令値以下になるように希釈して排水しております。</p>
	<p>資料 1-2 : P16~17、ガンマ線量が東海、大洗地区では、事故前のレベルの倍くらいのレベルになって落ち着いてきているようである、という了解でいいでしょうか？</p>	<p>ガンマ線量は徐々に落ち着いておりますが、まだ緩やかに減少している傾向だと認識しております。</p>

(2) 報告事項

	御意見	回答
兼保委員	<p>資料2： P8(2)霞ヶ浦流入河川及び湖内（環境省・県） 本件については以前も質問したことがあります。8. 花室川の底質の放射性セシウム濃度があまり下がらないまま現在も続いています。国の測定地点のデータではありますが、原因について県として何らかの見解をお持ちでしょうか。</p>	<p>花室川の底質の放射性セシウム濃度は、平成23年度平均（第1回～第2回）で1,105（Bq/kg 乾土）であったのが、令和3年2月の結果では110（Bq/kg 乾土）と値が落ち着いている状況となっております。引き続き、環境省の測定データを注視していきます。</p> <p>なお、花室川のすぐ北側にある備前川につきましては、他の霞ヶ浦流入河川と比較して底質の放射性セシウム濃度が高い状況が続いております（令和3年2月：819（Bq/kg 乾土））。</p> <p>備前川について環境省に問い合わせたところ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査地点は河川の流速が小さく、土壌がとどまりやすい環境である。</li><li>・東日本大震災直後、平成23年9月に、調査地点の上流側の広範囲で高線量が観測されていた（航空機モニタリング結果。令和2年10月のモニタリングでは高線量の地域は調査地点の周辺になし）。とのことでした。</li></ul> <p>このことから、県としましても、備前川は流速が遅く、震災後に流入した汚染土壌が川底にとどまりやすい環境にあるため、底質の放射性セシウム濃度が高い状況が続いているものと推論しております。</p>
小佐古委員	<p>資料2： P9表で、こしあぶら、野生きのこの測定がされていない理由は何でしょうか？（以前にも質問しましたかね？）表の下にその理由を簡単に示した方がいいと思います。</p>	<p>こしあぶらについては、流通品もしくは出荷することを前提に検査を実施しており、県内の野生のこしあぶらの生息域は、国から出荷制限指示を受けていることから、検査しておりません。資料2のP9表下に理由を明記します。</p> <p>野生きのこは7月31日までに4検体検査を実施しておりました。資料2を修正いたします</p>

	資料 2 : P9～10、最近米国で福島 1F 事故に関連した食品の輸入規制が廃止（一部？）されたと報道がありましたが、P9-P10 との関連はどうなりましたか？	あくまでも茨城県内の出荷制限指示等の解除は検査結果等の条件を満たしたうえで国と事前協議した後解除するので他国の動きに左右されることはございません。
鈴木元委員	資料 2 : 農畜産物の出荷制限・自粛に関して、本年度だけではなく、何年度から基準値を超過検体がなくなっているかが判る資料作成をお願いします。	現時点では、お尋ねの資料がないことから、今後、資料作成を行ってまいります。

(3) その他

小佐古委員	今後、1F からの処理水放出時に、本件の定期のトリチウムの測定とは別に、放出後のトリチウムの測定を加えたほうが良いと思います。その際は、測定のタイミングの検討が重要となります。	国では「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」において、トリチウムの測定等について議論を行っていること承知しております。県としては、その具体的な内容を伺ったうえで、必要性に応じて検討してまいります。
-------	--	---

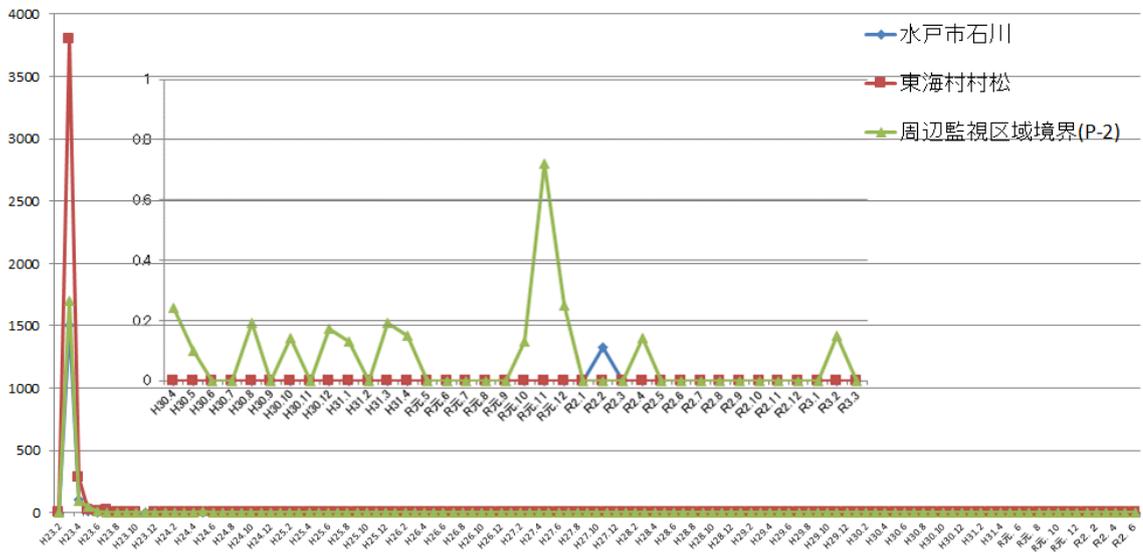
頁	3																																																																										
修正前	<p><b>II - 1 短期的変動調査結果</b></p> <p><b>1 環境における測定結果</b></p> <p><b>1 - 1 空間ガンマ線量率測定結果</b> (資料No.1 : P 3, 4, 10~22,77,78,90~102)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均値は、全98地点において、<b>平常の変動幅の上限値 (100nGy/時)</b>を下回っていた。</li> <li>・ 1時間の最大値は、いずれも降雨の影響により観測された</li> <li>・ 令和2年度第1・第2四半期と同程度で推移</li> </ul> <p style="text-align: right;">単位：nGy/時</p> <table border="1" data-bbox="245 607 1410 994"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="2">第3四半期 10~12月</th> <th colspan="2">第4四半期 1~3月</th> <th rowspan="2">月平均値(事故前)の平常の変動幅</th> <th rowspan="2">R2年度第1・2四半期の月平均値</th> <th colspan="2">1時間値の最大値</th> </tr> <tr> <th>月平均値</th> <th>1時間値の最大値</th> <th>月平均値</th> <th>1時間値の最大値</th> <th>事故前(H22年度)</th> <th>事故後(H23.3.15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般環境</td> <td>東海地区&lt;35地点&gt;</td> <td>34~68</td> <td>78<sup>注1</sup></td> <td>34~68</td> <td>92<sup>注1</sup></td> <td rowspan="6">100 (上限値)</td> <td>33~67</td> <td>80</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>大洗地区&lt;15地点&gt;</td> <td>44~63</td> <td>73<sup>注1</sup></td> <td>44~63</td> <td>89<sup>注1</sup></td> <td>42~63</td> <td>71</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>比較対照地点&lt;1地点&gt;</td> <td>53</td> <td>61<sup>注1</sup></td> <td>53</td> <td>68<sup>注1</sup></td> <td>52~53</td> <td>72</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>原電又は機構大洗から10~30km圏内&lt;22地点&gt;</td> <td>32~55</td> <td>70<sup>注1</sup></td> <td>32~55</td> <td>100<sup>注1</sup></td> <td>31~55</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所周辺監視区域境界</td> <td>東海地区&lt;14地点&gt;</td> <td>50~70</td> <td>81<sup>注1</sup></td> <td>49~70</td> <td>95<sup>注1</sup></td> <td>48~68</td> <td>77</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>大洗地区&lt;11地点&gt;</td> <td>43~79</td> <td>90<sup>注1</sup></td> <td>43~79</td> <td>100<sup>注1</sup></td> <td>42~80</td> <td>69</td> <td>3,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)：樹木等が多く存在している場所では、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質が蓄積しているため、空間ガンマ線量率が高くなる傾向にある (注1)：降雨の影響による</p>									地区名	第3四半期 10~12月		第4四半期 1~3月		月平均値(事故前)の平常の変動幅	R2年度第1・2四半期の月平均値	1時間値の最大値		月平均値	1時間値の最大値	月平均値	1時間値の最大値	事故前(H22年度)	事故後(H23.3.15)	一般環境	東海地区<35地点>	34~68	78 <sup>注1</sup>	34~68	92 <sup>注1</sup>	100 (上限値)	33~67	80	3,900	大洗地区<15地点>	44~63	73 <sup>注1</sup>	44~63	89 <sup>注1</sup>	42~63	71	3,100	比較対照地点<1地点>	53	61 <sup>注1</sup>	53	68 <sup>注1</sup>	52~53	72	1,500	原電又は機構大洗から10~30km圏内<22地点>	32~55	70 <sup>注1</sup>	32~55	100 <sup>注1</sup>	31~55			事業所周辺監視区域境界	東海地区<14地点>	50~70	81 <sup>注1</sup>	49~70	95 <sup>注1</sup>	48~68	77	5,200	大洗地区<11地点>	43~79	90 <sup>注1</sup>	43~79	100 <sup>注1</sup>	42~80	69	3,100
	地区名	第3四半期 10~12月		第4四半期 1~3月		月平均値(事故前)の平常の変動幅	R2年度第1・2四半期の月平均値	1時間値の最大値																																																																			
月平均値		1時間値の最大値	月平均値	1時間値の最大値	事故前(H22年度)			事故後(H23.3.15)																																																																			
一般環境	東海地区<35地点>	34~68	78 <sup>注1</sup>	34~68	92 <sup>注1</sup>	100 (上限値)	33~67	80	3,900																																																																		
	大洗地区<15地点>	44~63	73 <sup>注1</sup>	44~63	89 <sup>注1</sup>		42~63	71	3,100																																																																		
	比較対照地点<1地点>	53	61 <sup>注1</sup>	53	68 <sup>注1</sup>		52~53	72	1,500																																																																		
	原電又は機構大洗から10~30km圏内<22地点>	32~55	70 <sup>注1</sup>	32~55	100 <sup>注1</sup>		31~55																																																																				
事業所周辺監視区域境界	東海地区<14地点>	50~70	81 <sup>注1</sup>	49~70	95 <sup>注1</sup>		48~68	77	5,200																																																																		
	大洗地区<11地点>	43~79	90 <sup>注1</sup>	43~79	100 <sup>注1</sup>		42~80	69	3,100																																																																		
修正後	<p><b>II - 1 短期的変動調査結果</b></p> <p><b>1 環境における測定結果</b></p> <p><b>1 - 1 空間ガンマ線量率測定結果</b> (資料No.1 : P 3, 4, 10~22,77,78,90~102)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均値は、全98地点において、<b>平常の変動幅<sup>注2</sup>の上限値 (100nGy/時)</b>を下回っていた。</li> <li>・ 1時間の最大値は、いずれも降雨の影響により観測された</li> <li>・ 令和2年度第1・第2四半期と同程度で推移</li> </ul> <p style="text-align: right;">単位：nGy/時</p> <table border="1" data-bbox="245 1464 1410 1852"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="2">第3四半期 10~12月</th> <th colspan="2">第4四半期 1~3月</th> <th rowspan="2">月平均値(事故前)の平常の変動幅</th> <th rowspan="2">R2年度第1・2四半期の月平均値</th> <th colspan="2">1時間値の最大値</th> </tr> <tr> <th>月平均値</th> <th>1時間値の最大値</th> <th>月平均値</th> <th>1時間値の最大値</th> <th>事故前(H22年度)</th> <th>事故後(H23.3.15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般環境</td> <td>東海地区&lt;35地点&gt;</td> <td>34~68</td> <td>78<sup>注1</sup></td> <td>34~68</td> <td>92<sup>注1</sup></td> <td rowspan="6">100 (上限値)</td> <td>33~67</td> <td>80</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>大洗地区&lt;15地点&gt;</td> <td>44~63</td> <td>73<sup>注1</sup></td> <td>44~63</td> <td>89<sup>注1</sup></td> <td>42~63</td> <td>71</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>比較対照地点&lt;1地点&gt;</td> <td>53</td> <td>61<sup>注1</sup></td> <td>53</td> <td>68<sup>注1</sup></td> <td>52~53</td> <td>72</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>原電又は機構大洗から10~30km圏内&lt;22地点&gt;</td> <td>32~55</td> <td>70<sup>注1</sup></td> <td>32~55</td> <td>100<sup>注1</sup></td> <td>31~55</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所周辺監視区域境界</td> <td>東海地区&lt;14地点&gt;</td> <td>50~70</td> <td>81<sup>注1</sup></td> <td>49~70</td> <td>95<sup>注1</sup></td> <td>48~68</td> <td>77</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>大洗地区&lt;11地点&gt;</td> <td>43~79</td> <td>90<sup>注1</sup></td> <td>43~79</td> <td>100<sup>注1</sup></td> <td>42~80</td> <td>69</td> <td>3,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)：樹木等が多く存在している場所では、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質が蓄積しているため、空間ガンマ線量率が高くなる傾向にある (注1)：降雨の影響による <b>注2)：平常の変動幅は、平常時におけるモニタリングによって得られたデータが種々の要因で変動するが、その変動の幅を用いて調査検討を要するデータを客観的に見出す。</b></p>									地区名	第3四半期 10~12月		第4四半期 1~3月		月平均値(事故前)の平常の変動幅	R2年度第1・2四半期の月平均値	1時間値の最大値		月平均値	1時間値の最大値	月平均値	1時間値の最大値	事故前(H22年度)	事故後(H23.3.15)	一般環境	東海地区<35地点>	34~68	78 <sup>注1</sup>	34~68	92 <sup>注1</sup>	100 (上限値)	33~67	80	3,900	大洗地区<15地点>	44~63	73 <sup>注1</sup>	44~63	89 <sup>注1</sup>	42~63	71	3,100	比較対照地点<1地点>	53	61 <sup>注1</sup>	53	68 <sup>注1</sup>	52~53	72	1,500	原電又は機構大洗から10~30km圏内<22地点>	32~55	70 <sup>注1</sup>	32~55	100 <sup>注1</sup>	31~55			事業所周辺監視区域境界	東海地区<14地点>	50~70	81 <sup>注1</sup>	49~70	95 <sup>注1</sup>	48~68	77	5,200	大洗地区<11地点>	43~79	90 <sup>注1</sup>	43~79	100 <sup>注1</sup>	42~80	69	3,100
	地区名	第3四半期 10~12月		第4四半期 1~3月		月平均値(事故前)の平常の変動幅	R2年度第1・2四半期の月平均値	1時間値の最大値																																																																			
月平均値		1時間値の最大値	月平均値	1時間値の最大値	事故前(H22年度)			事故後(H23.3.15)																																																																			
一般環境	東海地区<35地点>	34~68	78 <sup>注1</sup>	34~68	92 <sup>注1</sup>	100 (上限値)	33~67	80	3,900																																																																		
	大洗地区<15地点>	44~63	73 <sup>注1</sup>	44~63	89 <sup>注1</sup>		42~63	71	3,100																																																																		
	比較対照地点<1地点>	53	61 <sup>注1</sup>	53	68 <sup>注1</sup>		52~53	72	1,500																																																																		
	原電又は機構大洗から10~30km圏内<22地点>	32~55	70 <sup>注1</sup>	32~55	100 <sup>注1</sup>		31~55																																																																				
事業所周辺監視区域境界	東海地区<14地点>	50~70	81 <sup>注1</sup>	49~70	95 <sup>注1</sup>		48~68	77	5,200																																																																		
	大洗地区<11地点>	43~79	90 <sup>注1</sup>	43~79	100 <sup>注1</sup>		42~80	69	3,100																																																																		

# 1 - 2 大気中放射能測定結果

## 1 - 2 - 1 大気塵埃中の放射性核種分析結果

大気塵埃中の<sup>137</sup>Cs経月変化

(mBq/m<sup>3</sup>)



\*直近3年間のグラフ中において検出限界値未満の場合は、図作成のため便宜的にゼロとしている。

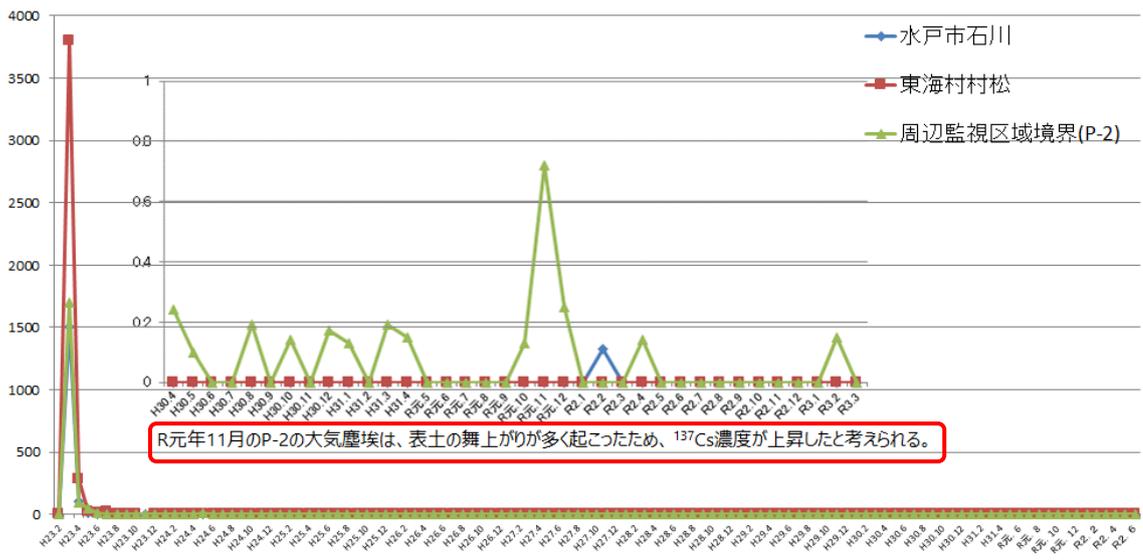
修正前

# 1 - 2 大気中放射能測定結果

## 1 - 2 - 1 大気塵埃中の放射性核種分析結果

大気塵埃中の<sup>137</sup>Cs経月変化

(mBq/m<sup>3</sup>)



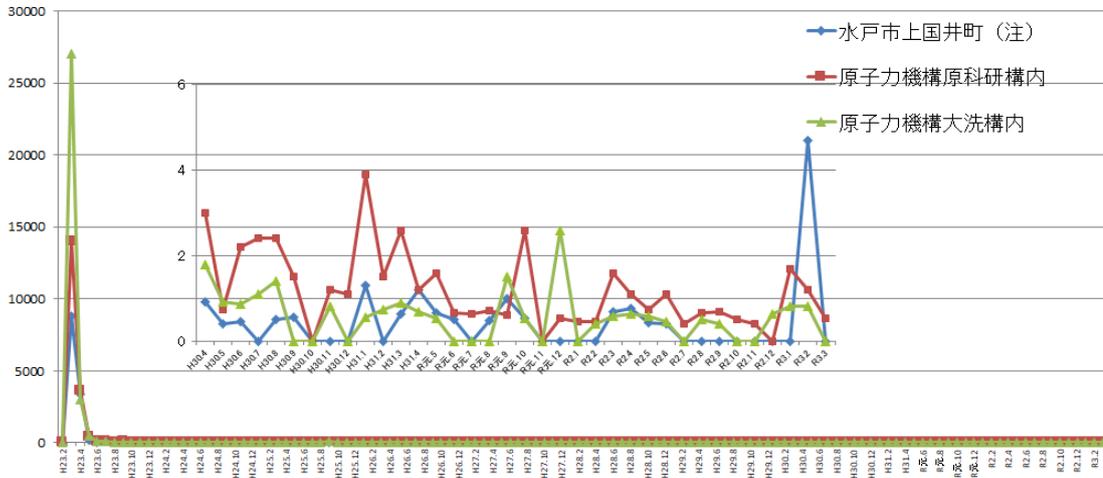
\*直近3年間のグラフ中において検出限界値未満の場合は、図作成のため便宜的にゼロとしている。

修正後

# 1 - 2 大気中放射能測定結果

## 降下塵中の<sup>137</sup>Cs経月変化

(Bq/m<sup>2</sup>)



\*直近3年間のグラフ中において検出限界値未満の場合は、図作成のため便宜的にゼロとしている。

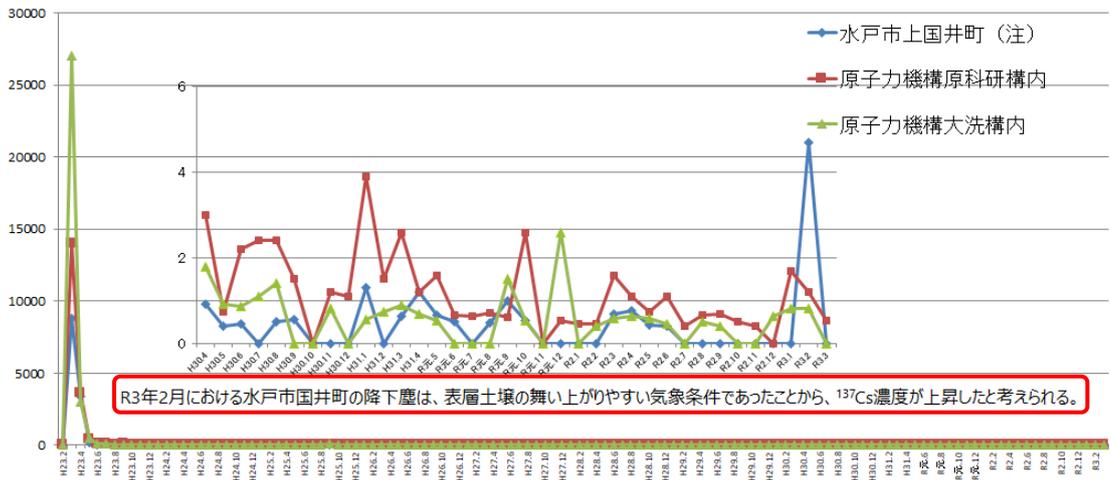
(注) 平成25年3月26日より水戸市愛宕町から水戸市上国井町に地点変更

修正前

# 1 - 2 大気中放射能測定結果

## 降下塵中の<sup>137</sup>Cs経月変化

(Bq/m<sup>2</sup>)



R3年2月における水戸市国井町の降下塵は、表層土壌の舞い上がりやすい気象条件であったことから、<sup>137</sup>Cs濃度が上昇したと考えられる。

\*直近3年間のグラフ中において検出限界値未満の場合は、図作成のため便宜的にゼロとしている。

(注) 平成25年3月26日より水戸市愛宕町から水戸市上国井町に地点変更

修正後

頁	9																																								
修正前	<p><b>5. 農畜水産物の出荷制限、自粛、解除の状況</b></p> <p>(1)測定状況(令和3年7月31日現在)</p> <p>○ 対象: 穀類, 野菜類, 畜産物, 魚介類, 茶等: 364 品目(274,750検体)</p> <p>(2)出荷制限・自粛の状況(令和3年7月31日現在)</p> <p>1) 出荷制限・自粛が解除されていない品目の測定結果(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>出荷制限・自粛を行っている品目</th> <th>令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)</th> <th>測定検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特用林産物</td> <td></td> <td>原木しいたけ</td> <td>ND~68</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タケノコ</td> <td>ND~35</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こしあぶら(野生)</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野生ぎのこ(菌根性ぎのこ類)</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乾しいたけ</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生鳥獣の肉類</td> <td>イノシシ肉</td> <td>6.8~100</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>魚介類</td> <td>内水面</td> <td>ウナギ(天然)</td> <td>ND~9.3</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】放射性セシウム(<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csの合計)の基準値 飲料水;10 Bq/kg、牛乳;50 Bq/kg 一般食品;100 Bq/kg</p> <p>2)新たな出荷制限指示・自粛要請及び解除の状況(令和3年3月26日以降)</p> <table border="1"> <tr> <td>出荷自粛解除</td> <td>出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)</td> </tr> <tr> <td>出荷自粛要請・制限指示</td> <td>出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)</td> </tr> </table> <p>【出荷制限等解除の条件】(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部より抜粋) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。※測定値の不確かさについても考慮すること(繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること)</p> <p style="text-align: right;">出典: 茨城県農林水産物モニタリング情報 (<a href="http://www.ibaraki-rdtest.jp/">http://www.ibaraki-rdtest.jp/</a>)<sup>9</sup></p>			出荷制限・自粛を行っている品目	令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)	測定検体数	特用林産物		原木しいたけ	ND~68	19		タケノコ	ND~35	238		こしあぶら(野生)	-	0		野生ぎのこ(菌根性ぎのこ類)	-	0		乾しいたけ	44	3	野生鳥獣の肉類		イノシシ肉	6.8~100	11	魚介類	内水面	ウナギ(天然)	ND~9.3	20	出荷自粛解除	出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)	出荷自粛要請・制限指示	出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)
		出荷制限・自粛を行っている品目	令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)	測定検体数																																					
特用林産物		原木しいたけ	ND~68	19																																					
		タケノコ	ND~35	238																																					
		こしあぶら(野生)	-	0																																					
		野生ぎのこ(菌根性ぎのこ類)	-	0																																					
		乾しいたけ	44	3																																					
野生鳥獣の肉類		イノシシ肉	6.8~100	11																																					
魚介類	内水面	ウナギ(天然)	ND~9.3	20																																					
出荷自粛解除	出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)																																								
出荷自粛要請・制限指示	出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)																																								
修正後	<p><b>5. 農畜水産物の出荷制限、自粛、解除の状況</b></p> <p>(1)測定状況(令和3年7月31日現在)</p> <p>○ 対象: 穀類, 野菜類, 畜産物, 魚介類, 茶等: 364 品目(274,750検体)</p> <p>(2)出荷制限・自粛の状況(令和3年7月31日現在)</p> <p>1) 出荷制限・自粛が解除されていない品目の測定結果(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>出荷制限・自粛を行っている品目</th> <th>令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)</th> <th>測定検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特用林産物</td> <td></td> <td>原木しいたけ</td> <td>ND~68</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タケノコ</td> <td>ND~35</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こしあぶら(野生)<sup>(注1)</sup></td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野生ぎのこ</td> <td>ND~295</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乾しいたけ</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生鳥獣の肉類</td> <td>イノシシ肉</td> <td>6.8~100</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>魚介類</td> <td>内水面</td> <td>ウナギ(天然)</td> <td>ND~9.3</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】放射性セシウム(<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csの合計)の基準値 飲料水;10 Bq/kg、牛乳;50 Bq/kg 一般食品;100 Bq/kg (注1)こしあぶら(野生)の生息域は、国から出荷制限指示を受けているため、検査していない。</p> <p>2)新たな出荷制限指示・自粛要請及び解除の状況(令和3年3月26日以降)</p> <table border="1"> <tr> <td>出荷自粛解除</td> <td>出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)</td> </tr> <tr> <td>出荷自粛要請・制限指示</td> <td>出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)</td> </tr> </table> <p>【出荷制限等解除の条件】(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部より抜粋) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。※測定値の不確かさについても考慮すること(繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること)</p> <p style="text-align: right;">出典: 茨城県農林水産物モニタリング情報 (<a href="http://www.ibaraki-rdtest.jp/">http://www.ibaraki-rdtest.jp/</a>)<sup>9</sup></p>			出荷制限・自粛を行っている品目	令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)	測定検体数	特用林産物		原木しいたけ	ND~68	19		タケノコ	ND~35	238		こしあぶら(野生) <sup>(注1)</sup>	-	0		野生ぎのこ	ND~295	4		乾しいたけ	44	3	野生鳥獣の肉類		イノシシ肉	6.8~100	11	魚介類	内水面	ウナギ(天然)	ND~9.3	20	出荷自粛解除	出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)	出荷自粛要請・制限指示	出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)
		出荷制限・自粛を行っている品目	令和3年度の放射性セシウム測定結果(Bq/kg)	測定検体数																																					
特用林産物		原木しいたけ	ND~68	19																																					
		タケノコ	ND~35	238																																					
		こしあぶら(野生) <sup>(注1)</sup>	-	0																																					
		野生ぎのこ	ND~295	4																																					
		乾しいたけ	44	3																																					
野生鳥獣の肉類		イノシシ肉	6.8~100	11																																					
魚介類	内水面	ウナギ(天然)	ND~9.3	20																																					
出荷自粛解除	出荷制限解除:アメリカナマズ(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びに常陸利根川において採捕されたもの)(R3.5.19) 一部解除:原木しいたけ(露地栽培)(R3.3.26常陸大宮市)																																								
出荷自粛要請・制限指示	出荷自粛:野生のぎのこ類(R3.7.20水戸市)																																								